

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和8年山形県教育委員会3月臨時会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、和田委員と手塚委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「山形県幼児教育推進ビジョンについて」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

山形県幼児教育推進ビジョンを策定しましたので、概要を説明させていただきます。本ビジョンは、本県における幼児教育の推進に関する基本的な方向性をお示しするものとなっております。

はじめに、「幼児教育を巡る背景と課題等」を御覧ください。まず、主な背景等を3点挙げております。

1点目として、幼児教育は、幼児の発達を踏まえた適切な教育活動や小学校教育との円滑な接続が重要であること、2点目として、文部科学省からは幼児教育ビジョンの策定及び幼児教育センターの設置が求められていること、3点目として、本県では、「第7次山形県教育振興計画」において、質の高い幼児教育の推進を掲げていること、これら3点を挙げております。

次に、「本県において取り組むべき課題」を御覧ください。ただいま御説明申し上げた背景を踏まえ、次の3点到整理しております。

1点目として、幼児期の教育は、安心できる環境のもとで幼児の自主性等を育みながら、一人一人の発達の特性に応じた支援が行われることが重要であること、2点目として、幼児期に育まれた資質・能力が小学校教育以降の学習につながるよう、円滑な接続が重要であること、3点目として、全ての幼児教育施設及び小学校等において幼児教育の一層の充実に向けて幼児教育推進の基本的な方向性を示すことが必要であることとしております。

これらの背景や課題等を踏まえて、幼児教育推進ビジョンの基本的方

向性として、次のようにまとめております。

「1 目指す姿」としては、「一人ひとりのよさや可能性が伸びる質の高い幼児教育の実現」を掲げております。

「2 推進の方向性」として、2つの推進の方向性のもと、取組みを実施します。1つ目の方向性としては、幼児期にふさわしい教育の実現に向けた人材育成等です。そのための取組みとして、①保育者等の幼児教育の専門性や資質の向上、②幼児教育に携わるリーダーの育成、③特別支援教育等について相談しやすい環境の整備に取り組みます。

柱の2つ目ですが、幼児教育と小学校教育の円滑な接続による学びの連続性の確保です。そのための取組みとして、①架け橋期のカリキュラムの充実、②好事例の収集・普及、③家庭との連携の強化に取り組んでまいります。これらの取組みを推進する中心的な組織として、「3 推進の中心的組織」に示した山形県幼児教育センターを、令和8年4月から県教育局の義務教育課内に設置します。

役割の1つ目としては、幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーターの育成・派遣、それらを通じて2つ目としては、保育者等の幼児教育の専門性や資質の向上のための研修会等の支援を実施します。3つ目としては、架け橋期カリキュラム開発、4つ目としては、好事例の情報収集・発信を進めてまいります。

また、「4 推進体制」としては、山形県幼児教育推進協議会を令和8年度に設置して、幼児教育関係の代表者等にお集まりいただき、本県の幼児教育に関する施策の成果等の評価及び改善策の協議をしております。

「5 各主体が取り組む主な事項」については、県、市町村、幼児教育施設や小学校がそれぞれの取組みを進めていくこととしております。

なお、別添としてお付けしておりますビジョンの本体がありますので、そちらで後ほど御確認いただければと思います。説明は以上でございます。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<丹 治 委 員 >

保育に関わる人達の環境整備、専門性や質の向上と記載がありますが、この中に処遇改善も含まれているのでしょうか。

<義務教育課長>

この度のビジョンにおいて、保育者の方の処遇改善まで踏み込むような形ではなく、あくまでも教育内容、質の充実を目指していくものという形で設定しております。アドバイザーの派遣により、例えば、個別の相談や、働いている方々の様々な事情等の相談はあるものと考えておりますので、そのような声をしっかりと受け止めながら、次に何ができるかとも併せて検討していきたいと思っております。

<和 田 委 員 >

質問ではありませんが、三つ子の魂 100 までという言葉がありまして、幼児期の教育はその後のお子さんの方向性を決める上では非常に重

要な観点だと思えます。義務教育以前の段階で、これまではそれほど注目を浴びてこなかった分野だとは思いますが、小さい頃の記憶というか、その地域に帰りたいという思いがここで育っていくのではないかなと感じているので、ぜひこれから重点的によろしくお願ひしたいと思えます。

<義務教育課長>

幼児教育推進ビジョンを策定するに当たり、今年度開催を重ねてきた連携推進協議会の中でも、保育関係の代表の方々からも同様の御指摘をいただいたところでした。特に、小学校以降の学校教育につながる部分で、やる気や粘り強さ、あるいは興味関心等、ただ今御指摘いただいた、その子のため、人間性に大きく寄与する部分であるということも意見としていただいている部分がありますので、ぜひそういったところについても、アドバイザーの派遣等を通じて普及に努めていきたいと考えております。

<工藤委員>

幼保小の連携ということで、幼児教育施設というカテゴリーですが、基本的に幼稚園、保育園、こども園に託児や学童等の民間のサービスも、小さい子どもを預かる場所は全てこの教育施設のカテゴリーに含むと考えてよろしいのでしょうか。

<義務教育課長>

幼児教育施設とは、ビジョン本体の2ページに定義付けしており、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業施設、特別支援学校の幼稚部等、幼児を対象とした全ての教育保育施設としております。ただ、学童は異なるカテゴリーになりますので、そこは想定には入っておりませんが、いわゆる0歳児から5歳児までの保育に関わる施設全てということです。したがって、そのような施設にも、このビジョンやアドバイザー派遣事業が始まることについては、今後、御案内差し上げる想定でございました。

<和田委員>

義務教育の面でこの幼児期の教育が重要だと常日頃思っているのですが、よく話題になるのは、待機児童の数や働く親にとって預ける場所という認識が先行してしまうと、教育とはまた別の範囲になってしまうのではないかという危機感を持っています。基本的方向性(2)③家庭との連携の強化というところで、教育に関しては、この家庭との連携が本当に重要と思えますので、保護者の方にもその点を強調して一緒に進めていっていただきたいと考えております。

<義務教育課長>

まさに御指摘のとおりでして、ここにあって盛り込んだというのは、そのような意図があります。このビジョンについては、幼児教育センターの教育局内に設置ということありますが、県内の多くの保育所等を所管しているしあわせ子育て応援部とも文言の整理や、どのような項目を載せるのかということについて、これまで検討を重ねてまいりました。なおかつ、その幼児教育センターにも子育て部局の方からも参加してい

ただくような体制になっておりますので、ぜひそのようなところも連携を図りながら、家庭との連携を進めていきたいと考えております。

<教 育 長>

ほかになれば、次に（２）「山形県における部活動改革 及び地域クラブ活動に関する 総合的なガイドラインについて」、学校体育保健課長より報告願います。

<学校体育保健課長>

山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインです。本ガイドラインは、文部科学省が令和 7 年 12 月に策定した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則り、山形県として部活動改革の指針として示したものであります。

はじめに、「Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性」を御覧ください。改革の理念としては、全ての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ文化芸術活動に参加できる環境の構築とし、子どもや大人だけでなく、高齢者や障がい者も参加交流し、スポーツ文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加させることにより、スポーツ文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングや地域の活性化を目指していくものです。

ロードマップについて、国のガイドラインに示されているとおり、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間を改革実行期間として、国の事業を活用しながら市町村の取組みを支援してまいります。

「Ⅱ 地域クラブ活動」を御覧ください。この地域クラブ活動が休日の活動を担う役割となりますが、1 つ目に地域クラブの在り方として、これまでの部活動が担ってきた自主性や協調性の育成等の教育的意義を継承させるとともに、これまでの部活動にはなかった多様な活動を選択できることや学校の枠を超えた仲間との交流など新しい価値を創出してまいります。2 つ目ですが、来年度から新しくクラブの認定制度が始まります。認定要件をもとに市町村が認定を行います。認定を受けたクラブは市町村からの情報提供や運営等に公的支援が受けられることとなります。

次に、「Ⅲ 学校部活動」を御覧ください。中学校の休日の活動は、地域での活動となりますが、平日については地域で行う体制が整うまでは学校の部活動として存在し、高校においても、従前どおりの部活動として活動してまいります。その部活動としての体制を整え、適切な指導及び安全安心が確保される中で活動してまいります。また、適切な活動時間、休養日として中学校の地域クラブ活動と部活動、高校の部活動については、平日は 2 時間程度の活動とすること、休日については中学校部活動は原則実施しませんが、地域クラブ、高校部活動とともに 3 時間程度の活動としております。

「Ⅳ 大会コンクール」については、学校単位ではなく、より地域クラブが参加できるよう、各団体に依頼してまいります。

「Ⅴ 活動時の事故防止」については、活動前の留意事項、熱中症対策、クマ対策を含め、留意すべき事項を含めまとめております。

以上、ガイドラインの主要な部分を中心に御説明しましたが、詳細については、本体を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<丹 治 委 員> 地域クラブ活動と学校部活動とに分かれていくことによって、目的も違ってくると思います。それによって今まで運動やスポーツにあまり関わらなかった子どもたちが、どちらかに合うところを見つけて活動できるようになってくると思います。庄内地域に限って言うと、地域クラブ活動は指導者のほとんどが保護者であります。指導面において保護者的な目線が入りすぎてしまい、とても危ういと私は思っております。各種課題への対応で、指導者の確保・育成と記載されていますが、そこについて力を入れてもらいたいと期待しているところです。

<学校体育保健課長> 保護者の方が指導者として従事しているようなクラブは、確かに多く存在している現状を把握しております。県としては、令和6年度から、山形県スポーツ協会と協力して、指導者養成の講座を設けております。年6回、各地域で講習会を実施しておりますが、こちらも引き続き令和8年度以降についても研修の機会を提供しながら、指導者の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

また、認定地域クラブについては、市町村として認定要件を定めるものですが、要件を満たさなければ認定されません。認定されなければ活動ができないわけではありませんが、市町村として、地域クラブにおいて指導者、運営、安全面等も整えたしっかりとしたクラブにしていくということが、今後の実行機関の取組みの大きな要素になってくるかと考えております。

<和 田 委 員> 私の子ども達も、部活動と地域クラブ、どちらにも所属して活動しておりますが、地域クラブの活動の中で参加費は発生しますが、ほとんどの方がボランティアのような形で指導しております。この状況を見ると、認定地域クラブの認定の効果②の運営費の公的支援とありますが、指導者の方がボランティアではなく、指導料のような形で謝金を支払うなどがあればよいのではないかと考えます。

<学校体育保健課長> 指導者については、これまでのスポーツ文化というのが、ボランティアで行ってきた文化がありましたが、そのような体制を改善していこうということが、この部活動改革の一つの考え方であり。地域クラブによって若干差はあると思いますが、きちんと謝金が支払われる中での活動というものが、この地域クラブ活動が展開されるということになる。と考えております。

<教 育 長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長>

議1-3を御覧ください。「1 改正理由」ですが、令和8年度の組織改編に伴う規定の整備を図るものです。

「2 主な改正内容」として、1点目としては、教育政策課の学校施設担当、こちらの組織マネジメント力の強化を図るために、学校施設係という係制にすることに伴う規定の改正です。

2点目として、義務教育課の多様な学び推進室に令和9年度開校を目指しております県立夜間中学の開校準備のための夜間中学開校準備担当、また、小中学校における生徒指導上の喫緊の課題等に対応していくための不登校対策・生徒指導担当ということで、新たに2つの担当を置くというものです。

「3 施行期日」ですが、令和8年4月1日としております。説明は以上です。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第2号「山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第3号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は関連する議案でありますので、2案件を一括して教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長>

議2-1を御覧ください。まず提案理由ですが、県立中学校の組織改編に伴う規定の整備を図るため提案するものです。

改正内容としては、該当校に新たにシニア専門員を追加して、「知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する」と規定するものです。

施行期日は令和8年4月1日を予定しております。

具体的な改正箇所については、新旧対照表のとおりです。

次に、議3-1を御覧ください。提案理由ですが、特別支援学校の組織改編に伴う規定の整備を図るものです。

改正内容としては、該当校に新たに総務専門員を追加して、「担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する」と規定するものです。

施行期日は令和8年4月1日を予定しております。

具体的な改正箇所については新旧対照表のとおりです。
以上併せてよろしくお願ひいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、議第2号及び議第3号については、いずれも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第4号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。